

市町村コード			
2	8	2	0
4	9		
兵庫			
都道府県			
市町村			
西宮			



西宮市 税 公 法人市民税領収証書

口座番号	加入者
01100-4-960054	西宮市会計管理者

所在地及び法人名

圧縮コード	元号	年度	管理番号
1	3	4	6
Z15			11

24	事業年度開始日	事業年度終了日	申告区分
	年 月 日	年 月 日	2 1 4 6 7 5 8 中 予 確 修 更 決 見 の 間 定 定 正 正 定 達 他 (38)

法人税割額	39	50
均等割額	51	62
延滞金	63	74
督促手数料	75	86
合計額		

納期限	領収日付印
上記のとおり領収しました。(納税者保存用)	
〔証券納付の場合で、交換決済のないとき本領収証書は無効です。〕	
◎この納付書は、3枚1組ですので、このまま切り離さずに提出してください。	

市町村コード			
2	8	2	0
4	9		
兵庫			
都道府県			
市町村			
西宮			



副 票

西宮市 税 公 法人市民税納付書

口座番号	加入者
01100-4-960054	西宮市会計管理者

所在地及び法人名

圧縮コード	元号	年度	管理番号
1	3	4	6
Z15			11

24	事業年度開始日	事業年度終了日	申告区分
	年 月 日	年 月 日	2 1 4 6 7 5 8 中 予 確 修 更 決 見 の 間 定 定 正 正 定 達 他 (38)

法人税割額	39	50
均等割額	51	62
延滞金	63	74
督促手数料	75	86
合計額		

納期限	領収日付印
上記のとおり納付します。(金融機関保存用)	
日計	口 円

市町村コード			
2	8	2	0
4	9		
兵庫			
都道府県			
市町村			
西宮			



西宮市 税 公 法人市民税領収済通知書

口座番号	加入者
01100-4-960054	西宮市会計管理者

所在地及び法人名

圧縮コード	元号	年度	管理番号
1	3	4	6
Z15			11

24	事業年度開始日	事業年度終了日	申告区分
	年 月 日	年 月 日	2 1 4 6 7 5 8 中 予 確 修 更 決 見 の 間 定 定 正 正 定 達 他 (38)

法人税割額	39	50
均等割額	51	62
延滞金	63	74
督促手数料	75	86
合計額		

納期限	領収日付印
指定金融機関名 (取りまとめ店)	三井住友銀行 西宮支店
取りまとめ局	〒539-8794 大阪貯金事務センター
西宮市会計管理者 殿	
上記のとおり通知します。(市町村保存用) ATM読取不可	

法人市民税納付書について

1 納付場所

三井住友銀行、みずほ銀行、りそな銀行、京都銀行、関西みらい銀行、池田泉州銀行、但馬銀行、山陰合同銀行、中国銀行、みなと銀行、播州信用金庫、兵庫信用金庫、尼崎信用金庫、日新信用金庫、淡路信用金庫、中兵庫信用金庫、大阪協栄信用組合、近畿産業信用組合、兵庫県医療信用組合、淡陽信用組合、兵庫ひまわり信用組合、近畿労働金庫、兵庫六甲農業協同組合
近畿2府4県(兵庫県、大阪府、京都府、滋賀県、奈良県、和歌山県)の各ゆうちょ銀行・郵便局
西宮市役所本庁・各支所(ただしアクト西宮ステーション、サービスセンターは除く)

◎領収証書は後日の紛争を避けるため7年間保存してください。

2 延滞金について

【本則】

納期限の翌日から納付(入)の日までの期間の日数に応じ、税額または納入金額(1,000円未満の端数があるとき、またはその金額が2,000円未満であるときは、その端数金額または全額を切り捨て)に年14.6%(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3%)を乗じて計算した延滞金を徴収することになります。延滞金における年あたりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。

ただし、下記の場合には、本則と異なる延滞金の割合(【特例】)になります。

【特例】

(平成12年1月1日から平成25年12月31日まで)

本則で年7.3%の割合については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手当の基準割引率に、年4%を加算した割合になります。

(平成26年1月1日から令和2年12月31日まで)

当該期間の属する各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に、年1%を加算した割合である特例基準割合が年7.3%に満たない場合の延滞金の割合は、次のとおりです。

①本則で年7.3%の割合については、特例基準割合に年1%を加算した割合(ただし年7.3%を上限)

②本則で年14.6%の割合については、特例基準割合に年7.3%を加算した割合

(令和3年1月1日以後)

当該期間の属する各年の前年の11月30日までに財務大臣が告示する割合に、年1%を加算した割合である延滞金特例基準割合が年7.3%に満たない場合の延滞金の割合は、次のとおりです。

①本則で年7.3%の割合については、延滞金特例基準割合に年1%を加算した割合(ただし、年7.3%を上限)

②本則で年14.6%の割合については、延滞金特例基準割合に7.3%を加算した割合

延滞金の計算方法は、それぞれの場合によって異なりますので、詳しくは、税務部税務管理課(0798-35-3219)へお問合せください。

3 滞納処分について

督促状を発送した日から起算して、10日を過ぎても完納されないときは、滞納処分に付されます。